

UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン ユニオンニュース

第25号

2020年3月17日発行

発行責任者 船川 健吾
編集責任者 神余 秀紀

新型コロナと業務について

いま世界中が新型コロナウイルス（以下、コロナ）の蔓延によって各種イベントや集会在延期・中止されたり、マスクを入手しづらかったりと、大変な混乱をきたしています。職員の皆様も身近なところでいろいろな影響があると思います。2011年の東日本大震災、2014年の広島土砂災害、2018年の西日本豪雨、ありがたいことにいずれの災害も香川県はほとんど被害を受けませんでした。被災した地域や住民とその家族がどれほど苦しんだのが記憶から薄れることはありません。今回のコロナも“まだ”目の前にはありませんが、いつ身近なところで発生するかわかりませんので、職責上、十分な対策が求められています。

コロナにより未曾有の混乱が生じたり大地震に見舞われたりしたとして、我々は社会福祉法人に勤務していますので利用者の生活を守る義務があります。時には自身や家族の安全を確認した後に事業所へ急ぐ場合もあろうかと思えます。それが我々の職務だとしばしば法人から言われますが、それに大きな異論はありません。ただ、こうした意識は管理者から押し付けられなくとも職員一人一人が「利用者・法人のために」、自然とそう思えるようになればいいと考えています。過去からずっと「福祉業界はボランティア精神」で来ているので、低賃金やサービス残業が現在でも当然だと考えられがちです。はっきり言いますが、「利用者に向き合う姿勢」と「労働条件」とは全くの別物です。利用者には常に優しい気持ちで人生に寄り添うことを再確認したいと思えます。

厚生労働省からの通達で、感染者や濃厚接触が疑われる利用者には「担当者を分けて」（＝専従）とあります。これは正規職員が担うのですが、担当になった職員は「なぜ私が家族への感染リスクを負ってまで」と思うかもしれません。学校が一斉休校、TDLやUSJまでもが休園する、“通常ではないこと”が起っています。「施設運営のために当然の（通常の）こととして感染者の介護を」なのかもしれませんが、通常業務の枠が少し広がっていませんか？

コロナはこれまでに無かったものです。そして、高齢者等にはとても危険な感染症です。利用者の罹患及びケア、職員及びその家族への感染を考えると、これまでに無い感染リスクを伴った特殊な業務が求められます。そして、これは恒常的なことではありません。このことから、これまでに無かった危機に対する制度を設けてもらいたいと考え、休暇制度と手当てについて「管理者の皆様でご検討ください」と提案しました。併せて、子を連れて出勤できるようになった配慮への感謝と、そのリスクについても触れました。

裏面には法人に提出した提案書を原文のまま載せていますので、ぜひご一読、よろしければご熟読いただき、組合の意図することが何なのかをご判断いただきたいと思います。感染症全般を提案しましたが、これまでやってきた業務や法人の反応から、今回はコロナに限っての検討でもいいと思えます。

子育て世代の職員が休むことで人員の確保が困難な施設がある場合には、共助の精神で事業所の枠を越えて一時的に応援に行ってもいいのではないのでしょうか。職員の皆様、特に組合員の仲間はどのように感じるのでしょうか。

最後に、瑞祥会、ルボアに限らず県内全ての介護施設はご家族の面会禁止や業者の出入り制限の対応をしています。利用者と接するのは私たち職員だけです。コロナを持ち込む側になる可能性があることを認識し、利用者を守るためにも感染症予防策はもちろん、プライベートの時間の過ごし方もじっくり考える時ではないのでしょうか。

濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応（厚労省事務連絡を一部抜粋）

- ・ 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・ 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないようにする。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。

※ 個別ケア等の実施に当たっての留意点等は、各施設の管理者や上司、看護師にお尋ねください。

準備しておきましょう

令和2年3月6日

休暇制度、感染症危険手当導入についての提案書（回答依頼）

今般の新型コロナウイルス（以下コロナ）に関係する社会問題の一つに、一斉休校により労働者の子を預けられないことがあります。法人には子を伴っての出勤を許可いただき、職員は感謝しているところです。このご高配により、職員は子への心配が軽減され、安心して勤務できるようになりました。しかし一方では、子が感染症等を施設に持ち込まないか、子がコロナを含む感染症等に罹患して家族に拡がらないかという不安も生じています。

福祉施設の職員ならば施設運営に協力するのは当然の責務であると考えます。使用者は法人運営のためにも利用者の生命や生活を守ると同時に、職員の安心を担保することも大切だと考えます。

さらには、先に述べた「子が感染症等を施設に持ち込まないか」についてですが、60歳以上に重篤化のリスクが高いコロナですので、自覚症状の薄い小児が施設に入るとは、万一の際には今回のご高配は非難されかねない対応であると考えます。社会情勢を鑑みて、対応が後手にならないことは重要な経営戦略であると考えます。

次に、利用者が罹患した場合には、介護職員は濃厚な接触により当人やその家族に感染するリスクにさらされます。利用者の保健衛生等は介護職の業務範囲内ですが、罹患した利用者の介護をするのは看護職員であり、介護職員の本来業務ではありません。重篤となる感染症となると尚更のことです。一方、老人保健施設及び看護師は、罹患した利用者への対応は本来業務です。しかし、現状では罹患者への24時間対応を看護職員だけで行うのは困難です。したがって、勤務する施設内に感染症に罹患した利用者が発生した場合、本来業務ではない介護職員に対して「感染症危険手当」を支給することは合理的と考えます。

先に要求した災害休暇では、休暇制度の前に施設間の相互応援との回答がありました。ならば一刻も早く相互応援協定を締結した上で、法人、利用者、そして職員が安心できる環境を構築していただきたいと思います。

つきましては、以下の項目の提案をいたしますので、管理者の皆様でご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 感染症（コロナ、インフルエンザ、ノロ、疥癬、行政が注意報・警報を出す感染症等）に罹患した場合の休暇制度について
2. 介護職員への感染症危険手当について（疥癬は、直接接触する全ての職種）

以上

□-----きりとり-----

新規加入申込書

申込日 年 月 日

氏名	フリガナ	生年月日	
住所	〒		
電話番号			
施設名		経験年数	年 月
職種		雇用区分	正社員 パート